

平成28年3月移行当初における毛呂山町介護予防・日常生活支援総合事業について

1 概要

毛呂山町では、介護予防と自立に向けた支援、多様で柔軟な生活支援のある地域づくりをできるだけ早期に促進するため、平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）を実施します。総合事業開始に伴い、介護予防給付として実施されていた「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、それぞれ「訪問型サービス（第1号訪問事業）」及び「通所型サービス（第1号通所事業）」に移行します。円滑な移行を図るため、移行当初は現行相当サービスのみ実施し、段階的に多様なサービスを追加していきます。

2 総合事業の開始時期及び対象者、利用手続

(1) 開始時期（移行開始時期）・・・平成28年3月1日（火）開始

(2) 対象者

- 28年3月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
- 28年3月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

【ポイント】

平成28年2月29日以前からの介護予防訪問介護・介護予防通所介護の継続利用者（要支援認定者：3月1日をまたぐ有効な認定期間がある者）に対しては、その後の認定の更新及び区分変更等までは、従前の予防給付としてサービスを提供します。

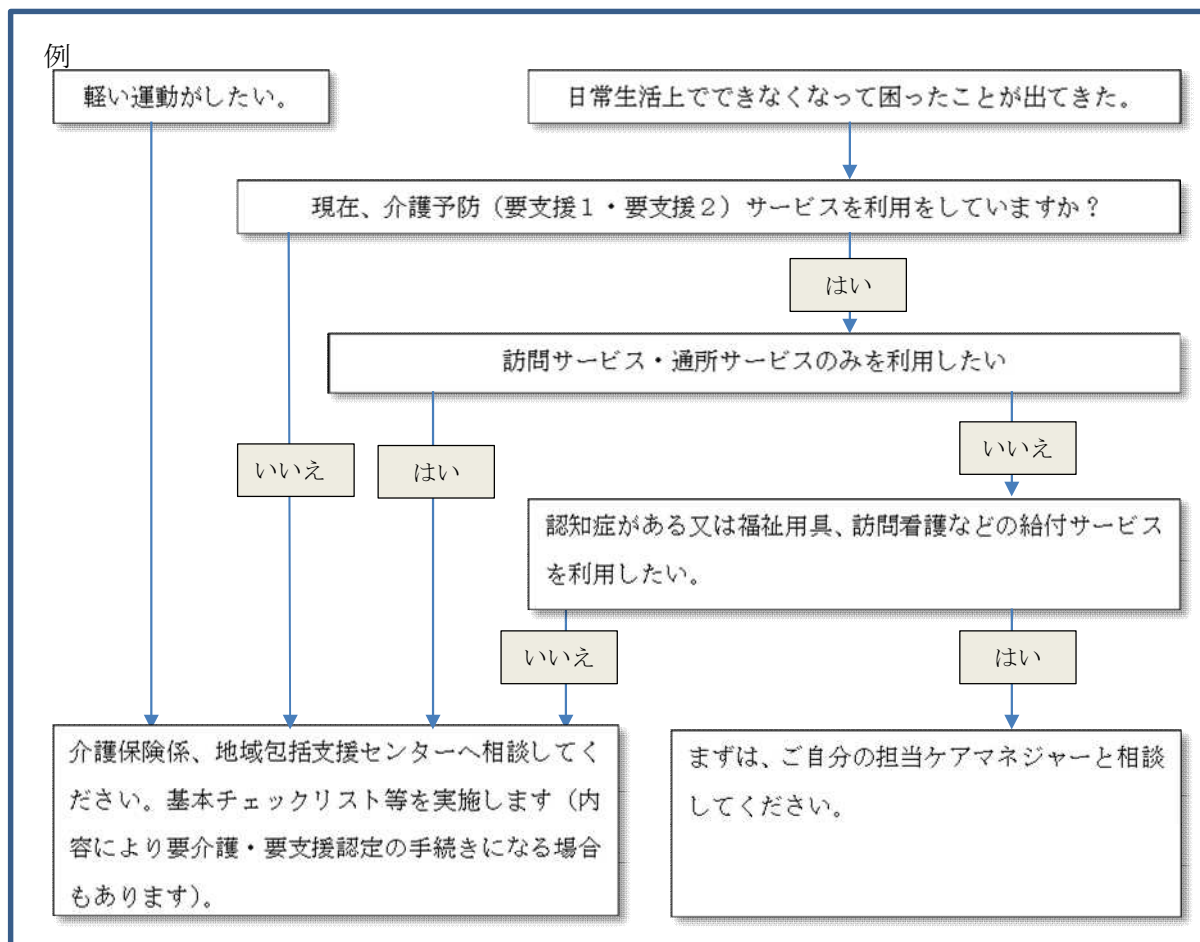
28年3月以降に認定の更新及び区分変更等により要支援認定を受けた方が、訪問介護及び通所介護を利用する場合は、サービスが予防給付から総合事業に変わることになります（要支援者の認定の有効期間は現在、最長1年ですので、28年3月から1年かけて徐々に移行します。予防訪問介護及び予防通所介護の給付は、29年2月利用まで）。

(3) 利用手続

①要支援認定を受け、アセスメントし、「介護予防支援」によりケアプランを作成し、サービスを利用する（従来と同様）。②基本チェックリスト該当により「事業対象者」となり、アセスメントし、「介護予防ケアマネジメント」によりケアプランを作成して必要なサービスを利用する。

役場窓口の対応

【利用希望者の振り分け】



総合事業の利用手続きに関しては、介護保険係で対応します。

新規の利用希望者については、介護保険係で受付を行い、相談しながら、チェックリストを実施すべきか介護認定申請が必要かどうかを振り分けします。次に、高齢者支援課内でチェックリストの内容を検討し、地域包括支援センターによる訪問等を実施します。

事業対象者と決定した場合は、被保険者証と予防ケアマネジメント依頼届出書が保険者に提出された後に、被保険者証に「事業対象者」と記載し、本人宛送付します（同時に負担割合証も送付）。事業対象者の有効期間の設定はありません。

更新対象者については、担当のケアマネジャーが利用者本人の状態をよくアセスメントしていただき、更新申請が必要か、チェックリストによる事業対象者とすべきか十分ご検討ください。予防訪問介護、又は予防通所介護以外の予防給付の利用がない、状態が安定しているなど、移行対象のサービス事業のみで、更新申請を必要としない場合は、チェックリストを実施し、介護保険係まで持参するか、本人または家族に提出するよう勧めてください。

※ 平成28年3月に更新対象となる人（3月更新対象者）の基本チェックリストについては、2月1日以降、介護保険係の窓口で先行受付します。

※ 認定有効期間終了日の1ヶ月前の1日（休日等の場合は、最初の開庁日）から総合事業の対象となる人のチェックリストの受付を開始します。

(4) 介護予防ケアマネジメントについて

すでに予防給付を受けている場合、総合事業移行期として、次の認定更新・区分変更までは、予防給付として介護予防訪問介護・介護予防通所介護が引き続き行われますので手続等に変更はありません。

種類	事業対象者	要支援者 (事業のみ)	要支援者 (予防給付+事業)	要支援者 (予防給付のみ)
介護予防ケアマネジメント (新制度：総合事業))	○	○	×	×
介護予防支援 (予防給付)	×	×	○	○

【重要ポイント】

例1 「認定有効期間の開始年月日が H28.3.1 からの要支援者」の場合。

- ① 予防給付のみ必要な場合⇒「介護予防支援」(現行)
- ② 予防給付と総合事業が必要な場合⇒「介護予防支援」(現行)
- ③ 総合事業のみ必要な場合⇒「介護予防ケアマネジメント」(総合事業)

例2 「H28.3.1 以降に基本チェックリストにより事業対象者」になった場合。

- ① 事業対象者が総合事業が必要な場合⇒「介護予防ケアマネジメント」(総合事業)

※ 総合事業開始後は、「介護予防支援」でマネジメントしているケースにおいても、何らかの理由により予防給付を利用しなかった月は、「介護予防ケアマネジメントA」で請求することになります。

3 サービス内容

移行当初は、以下のサービスにより実施し、段階的に多様なサービスを追加します。

- 現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービス
- 介護予防ケアマネジメントA（総合事業のみを利用する場合）
- 一般介護予防事業

第1号被保険者の全ての方等が対象になる一般介護予防事業などインフォーマルサービス

※基準を緩和したサービスは、28年夏以降に開始できるようすすめていく予定です。

【毛呂山町における28年3月からの要支援者等に対するサービス概要】

◎ 訪問サービス

		予防給付	総合事業	
		介護予防訪問介護	訪問介護相当サービス	訪問型サービスA (基準を緩和したサービス)
1	実施時期	認定更新等まで	28年3月以降の新規又は認定更新、区分変更から	未定
2	ケアマネジメント	介護予防支援	介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントA (緩和の場合、ケアマネジメントBも検討)	
3	サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助		生活援助等
4	実施事業者（指定事業者）	介護予防訪問介護の 指定事業者	介護予防訪問介護の指定事業者 (みなし・新規指定)	訪問型サービスA指定事業者
5	サービス提供者	現行	訪問介護員	訪問介護員、一定のサービス提供に伴う研修受講修了者、等 (主に雇用労働者)

6	対象者とサービス提供の考え方	現行	<p>○訪問介護員（有資格者）による身体介護（排泄、入浴、食事、着替え、移動等生活動作の介助）、生活援助等</p> <p>○既存のサービス利用者で、サービスの継続が必要なケース</p> <p>○訪問介護員によるサービスが必要なケース</p> <p>○状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○訪問介護員等による生活援助（掃除、買物、調理、洗濯、薬の受取り、外出の見守り等）等</p> <p>○身体介護（入浴、外出、排泄、服薬介助等）は原則対象外。</p> <p>○状態等を踏まえながら、今後、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>
7	サービスの基準	現行	<p>現行の予防給付と同様</p> <p>(1)管理者＝常勤1人、専従。但し、支障のない場合、兼務可</p> <p>(2)-1 従事者人数＝常勤換算2.5人以上</p> <p>(2)-2 従事者資格＝介護福祉士、介護職員初任者研修修了者</p> <p>(3) サービス提供責任者の資格＝介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上の経験を有する初任者研修修了者</p>	<p>人員等を緩和した基準（案）</p> <p>(1)管理者＝常勤1人（非常勤可）。但し、支障のない場合、兼務可</p> <p>(2)-1 従事者人数＝1人以上必要数</p> <p>(2)-2 従事者資格＝介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、一定以上のサービス提供に伴う研修修了者</p> <p>(3) サービス提供責任者の資格＝従事者と同様の資格（兼務可）</p>
8	設備基準	<p>サービス提供に必要な設備・備品の設置</p> <p>事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p>		
9	単価	現行	加算含め現行と同様	未定
10	サービスコード	現行	<p>新たなコード</p> <p>(総合事業のコード)</p> <p>A1：みなし事業者</p> <p>A2：新規指定事業者</p>	<p>新たなコード</p> <p>(総合事業のコード)</p>
11	給付制限	あり	あり	
12	利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ（1割ないし2割）		
13	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理		
14	事業者への支払い	国保連経由で審査・支払		

◎ 通所サービス

		予防給付	総合事業	
		介護予防通所介護	毛呂山町通所介護相当サービス	通所型サービスA (基準を緩和したサービス)
1	実施時期	認定更新等まで (平成 29 年 2 月まで)	28 年 3 月以降の新規又は認定更新、区分変更から	未定
2	ケアマネジメント	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントA (緩和の場合、ケアマネジメントBも検討)	
3	サービス内容	通所介護と同様のサービス。生活機能の向上のための機能訓練		ミニデイサービス。運動・レクリエーション 等
4	実施事業者(指定事業者)	介護予防通所介護の指定事業者	通所介護相当サービスの指定事業者	通所型サービスA指定事業者
5	サービス提供者	現行	管理者、生活相談員、(准)看護師、従事者、機能訓練士、等	管理者、生活相談員、(准)看護師、従事者、機能訓練士、等の基準を緩和する。 (主に雇用労働者+ボランティア)
6	対象者とサービス提供の考え方	現行	介護予防通所介護と同様のサービスとして、生活機能の向上のための機能訓練、運動、レクリエーション、入浴、食事等 ○既存のサービス利用者で、サービスの継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース。	生活機能の向上のための機能訓練、運動、レクリエーション、食事等 ○ボランティア主体によるサービスの利用が難しく、専門サービスが一定程度必要なケース
7	サービスの基準	現行	現行の予防給付と同様 (1)管理者=常勤1人、専従。但し、支障のない場合、兼務可	人員等を緩和した基準 (1)管理者=1人(非常勤も可)、兼務可 (2)生活相談員=1人以上(兼務可)

			(2)生活相談員＝専従1人以上（時間換算） (3)（准）看護師＝専従1人以上（時間換算） (4)従事者＝①15人未満＝専従1人（時間換算）必要数、②15人以上5人につき、専従1人以上（時間換算） (5)機能訓練士＝1人以上（兼務可）	(3)（准）看護師＝不要（体調急変時には、（准）看護師と連携が図れていること） (4)従事者＝①15人未満＝専従1人（時間換算）必要数、②15人以上＝1人以上の必要数（同一敷地内の事業所の職務と兼務可） (5)機能訓練士＝1人以上（兼務可）
8	設備基準		(1)食堂及び機能訓練室＝食堂、機能訓練室それぞれに必要な広さを有する。合計面積>=3㎡×利用定員数 (2)事務室＝遮蔽物の設置等により、相談内容が漏洩しないよう配慮されている。	(1)食堂及び機能訓練室＝食堂、機能訓練室それぞれに必要な広さを有する。合計面積>=3㎡×利用定員数 (2)事務室＝遮蔽物の設置等により、相談内容が漏洩しないよう配慮されている。 入浴施設は必ずしも必要としない。
9	単価	現行	加算含め現行と同様	未定
10	サービスコード	現行	新たなコード (総合事業のコード) A5：みなし事業者 A6：新規指定事業者	新たなコード (総合事業のコード)
11	給付制限	あり	あり	
12	利用者負担	介護給付の利用者負担割合と同じ（1割ないし2割）		
13	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象・国保連で管理		
14	事業者への支払い	国保連経由で審査・支払		

4 現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するサービス

専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、現行の介護予防訪問介護に相当するもの（以下「毛呂山町訪問介護相当サービス」という。）と、介護予防通所介護に相当するもの（以下「毛呂山町通所介護相当サービス」という。）を実施します。

(1) 指定及び基準

ア 事業者の指定

総合事業の事業者の指定権者は町（町長）です。指定等に関する事務は、介護保険係で行ないます。

① 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者

→ 27年4月1日に総合事業（現行相当サービス）の指定を受けたものとみなされています。指定の有効期間は、30年3月31日までです。

※ みなし指定は、全市町村に効力が及びます。「介護」、「介護予防」の指定を受けている事業所は、「総合事業（第1号事業）」の指定も受けているということになります。

※ みなし指定をうけたことで、「介護」及び「介護予防」の指定の有効期間は変わりませんので、有効期間終了前に指定権者（県）に対して指定更新申請をしてください。

② 平成27年4月1日移行に介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者

→ 27年4月以降に指定された事業者については、みなし指定の対象になっていません。改めて「総合事業」の指定を受ける必要があります。

申請により、それぞれ毛呂山町訪問介護相当サービス・毛呂山町通所介護相当サービスの指定を行います。指定の有効期間は、30年3月31日までとする予定です。 ※ 指定を希望する事業所は介護保険係までご相談ください。

③ 総合事業開始後の毛呂山町訪問介護相当サービス・毛呂山町通所介護相当サービス事業者等の指定

→ 指定を希望する場合は、訪問介護・通所介護の指定を受ける事業者から申請を受け付け、訪問介護の指定事業者は毛呂山町訪問介護相当サービス事業者、通所介護の指定事業者は毛呂山町通所介護相当サービス事業者の指定を行います。なお、基準を緩和したサービス事業者の指定も準備中です。

イ サービスの基準

人員、設備、運営の基準については、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様の基準とします。

但し、記録の保存期間は、2年間→5年間に改める予定です。

また、同一の事業所において要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供する場合、現行と同様に、要支援者等と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要があります。

(2) 報酬及び単価

基本は算定単位が1月あたりの包括報酬を用います。

また、加算・減算については、国が定める現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様です。

なお、1単位あたりの単価は毛呂山町の地域区分単価（7級地）によるため、毛呂山町訪問介護相当サービスについては10.21円、毛呂山町通所介護相当サービスについては10.14円となります。

毛呂山町の訪問型・通所型サービスの指定申請とサービスコードについて

サービス名	事業所別	指定申請の有無	サービスコード
予防訪問型 (予防給付基準と同様)	みなし指定訪問介護事業所 (平成27年3月以前指定事業所)	無	A1
	新規(独自)指定事業所 (平成27年4月以降指定事業所)	有	A2
訪問緩和型 (基準を緩和したサービス)	緩和基準(独自)指定事業所 (サービスを実施する全事業所)	有	(未定)
予防通所型 (予防給付基準と同様)	みなし指定通所介護事業所 (平成27年3月以前指定事業所)	無	A5
	新規(独自)指定事業所 (平成27年4月以降指定事業所)	有	A6
通所緩和型 (基準を緩和したサービス)	緩和基準(独自)指定事業所 (サービスを実施する全事業所)	有	(未定)

【ポイント】

国保連合会に請求する流れは変わりません。事業対象者及び3月以降新たな期間で認定を受けた利用者の場合は、総合事業のサービスコードに変更となりますので注意が必要です。28年3月以降に認定の更新等により要支援認定を受け、総合事業に移行した方の訪問型サービス及び通所型サービスは、添付資料1「毛呂山町介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表」記載の総合事業のサービスコードで請求してください。移行期間中は、予防給付の人と総合事業の人が混在しますので、十分ご注意ください。

地域支援事業の報酬（請求、過誤等）に関する事務は、介護保険係が担当します。

ア 毛呂山町訪問介護相当サービスの基本報酬

事業対象者については、週1回程度の訪問を基本とし、月額報酬とします。

サービス内容	対象	回数等	算定単位
訪問型サービスⅠ	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,168 単位
訪問型サービスⅡ	要支援1・2	週2回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 2,335 単位
訪問型サービスⅢ	要支援2	週2回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,704 単位

イ 訪問型サービスの指定報酬単価（7級地 10.21 円/単位で計算）

項目		現行相当訪問型サービス（A1、A2）
月額定額制 （週1回程度）	単位	1, 168 単位
	単価	11, 925 円
算定及び適用の考え方		現行の介護予防訪問介護（Ⅰ）の報酬に準じる。
加算について		加算要件、単位等は現行に準じる

【ポイント】

平成27年3月31日までに指定介護予防訪問介護事業者となった事業者については、みなし指定となっていますので **A1**からはじまるコードを使用してください。（ただし、みなし指定の辞退の届出を行った事業者は除く）

平成27年4月1日以降に新しく総合事業の訪問介護相当サービスの指定を受けた事業者については、**A2**からはじまるコードを使用してください。

ウ 毛呂山町通所介護相当サービスの基本報酬

事業対象者については、週1回程度の通所を基本とし、月額報酬とします。

サービス内容	対象	回数等	算定単位
通所型サービス1	事業対象者、 要支援1	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,647 単位
通所型サービス2	要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,377 単位

【ポイント】

総合事業においても、要支援2の方については、3,377単位の区分を選択してください。

エ 通所型サービスの指定報酬単価（7級地 10.14 円/単位で計算）

項目			現行相当通所型サービス（A5、A6）
月額定額制 （週1回）	事業対象者 要支援1	単位	1,647 単位
		単価	16,700 円
月額定額制 （週2回）	要支援2	単位	3,377 単位
		単価	34,242 円
算定及び適用の考え方			現行の介護予防通所介護要支援1の報酬に準じる。
加算について			加算要件、単位等は現行に準じる

【ポイント】

平成27年3月31日までに指定介護予防通所介護事業者となった事業者については、みなし指定となっていますので、**A5**からはじまるコードを使用してください。（ただし、みなし指定の辞退の届出を行った事業者は除く）

平成27年4月1日以降に新しく総合事業の通所介護相当サービスの指定を受けた事業者については、**A6**からはじまるコードを使用してください。

オ 利用者負担

介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）と同じとします。「事業対象者」においても負担割合証が発行されます。

また、給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（介護予防）サービス費相当事業等を実施します。

カ 利用限度額

- 要支援1・事業対象者 : 5,003 単位
- 要支援2 : 10,473 単位

給付管理の対象となるサービスは、緩和基準のサービスも含む指定事業者のサービスです。

要支援認定を受けた方が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理します。基本チェックリストにより事業対象者と判断された方については、予防給付の要支援1の利用限度額と同じとします。

5 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるよう支援するものです。

地域包括支援センターが、介護予防支援と同様に業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することは可能となっています。

※ 総合事業における介護予防ケアマネジメントについては、原則市町村の直接実施または、委託で行うため、みなしによる指定事業者の仕組みを活用することは想定されていません。

(1) 介護予防ケアマネジメントの類型

利用者の状況等を踏まえて、国が示す3類型について、次のように実施します。3月開始時点はケアマネジメントAのみとします。

- ア ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）・・・現行相当サービス及び訪問型サービスCを利用する場合等に実施します。
- イ ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）・・・今後、活用について、検討します。
- ウ ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）・・・今後、活用について、検討します。

【介護予防ケアマネジメントの概要】

類 型	サービス	対象者	委託	開始月	2月目	3月目	サービスコード
A (原則的)	現行相当サービス	要支援者	可	430 単位 + 初回加算 300 単位	430 単位	430 単位	AF
		事業対象者	初回は不可				
B (簡略化)	指定事業所以外の 多様なサービス 等	今後、設定を検討（報酬は市町村が定める）					
C (初回のみ)	一般介護予防事業 等	要支援者 事業対象者	不可	430 単位 + 初回加算 300 単位	なし	なし	

(2) 介護予防ケアマネジメントの実施主体

地域包括支援センターにおいて実施します。

- 要支援者に対する介護予防ケアマネジメントは、従来の介護予防支援と同様に、業務の一部を指定介護予防支援事業所へ委託できることとします。
- 基本チェックリストにより事業対象者と判断された方の介護予防ケアマネジメントは、業務の一部を居宅介護支援事業所へ委託できることとします。
- ※ 要支援者が認定有効期間満了後に更新の認定申請を行わず、基本チェックリストにより事業対象者となった場合は、業務の一部を指定介護予防支援事業所に委託できることとします。

(3) 介護予防ケアマネジメントの報酬（単価、加算）

- ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）については、現行の介護予防支援費と同じ単位（430 単位／月）、加算（初回加算 300 単位・連携加算 300 単位）とします。サービスコードは **AF** を使用してください。
- 地域単価は、予防支援と同様に地域区分を適用し、「7級地（10.21 円）」とします。

問合せ

◎毛呂山町高齢者支援課 代表 049-295-2112

○総合事業制度全般に関すること

地域支援事業係 内線 129

○総合事業の利用、決定及び事業所指定等に関すること

介護保険係 内線 122

○一般介護予防・ゆずっこ元気体操に関すること

地域包括支援センター 内線 126